

資料：人口定常化に向けた取組み（事業の概要）

自然増

①結婚推進事業（四賀地域）

- (1) 結婚相談、登録、紹介、お見合い（引き合わせ）
県事業「ながの結婚マッチングシステム」の利用のほか、他地区結婚相談所や民間と情報交換を行うことでの広域的な出会いの場を創出
- (2) 出張結婚相談の実施
相談者に相談しやすい環境を提供するために、街中での出張相談を実施：月2回
- (3) 出会いのイベント開催
松本市社会福祉協議会へ業務委託し、年2回開催

②子ども子育て安心ルーム事業

【拡充を検討中】

育児相談・育児講座等の実施や育児に関する情報を発信する子育て支援センター（こどもプラザ）を設置し、子どもの健やかな育ちを支援するもの。

③不妊検査・治療費助成事業

不妊治療医療費の助成を行うもの（松本市の不妊治療助成事業は以下2種類）

事業名	特定治療支援事業	このとり支援事業
対象となる治療	指定医療機関で実施した特定不妊治療（体外受精・顕微授精等）及び男性不妊治療	左記以外の不妊治療全般に関する医療費
対象者（全てを満たしている方）	<ul style="list-style-type: none"> ・夫婦のどちらかが松本市に住民票がある法律上の夫婦（事実婚も含む） ・特定不妊治療以外の治療法では妊娠の見込みがないか、極めて少ないと医師に診断された方 	<ul style="list-style-type: none"> ・夫婦の一方又は両方が松本市に住民登録をしてから申請時点で1年以上経過している方 ・年度内に左記特定治療支援事業の助成を受けていない方 等
年齢制限	治療開始年齢が43歳以上の方は対象外	なし
助成割合・上限額	30万円（一部治療に関しては10万円）	当該年度の不妊治療に要した医療費自己負担額の2/3（上限30万円）

④不育症検査費用助成事業

【R3年度新規】

保険適用を見据えた先進医療として実施される不育症検査に要する費用の一部を助成するもの

R3年度から国庫補助事業として都道府県、中核市が実施主体として助成事業を開始

- ・検査内容 先進医療として告示されている不育症検査（流産検体を用いた染色体検査）
- ・対象者 松本市に住所を有する、2回以上の流産・死産の既往がある女性 ※婚姻は問わない
- ・助成額 1回の治療につき5万円 助成回数制限なし

自然増

⑤産婦健康診査事業

【R元年度拡充】

産後2回の健診を行うことで、身体的機能回復や精神状態を把握し、産後うつや早期発見や新生児への虐待防止を図るもの

- ・健康診査費用の一部を助成
補助金額：上限5千円 1回の出産で2回
- ・里帰り等の理由により、県外で受診する場合は、償還払いにより健診費用の一部を補助
補助金額：上限5千円 1回の出産で2回

⑥産後ケア事業

支援が受けられない方、育児不安が強く支援を必要とする方等を対象に医療機関等との委託契約により、産褥入院や産後デイケア、母乳・育児相談利用料の一部を負担することで、産後に安心して育児ができる体制の確保するもの

- ・産褥入院 利用料の80% (1日利用料上限2万4千円)
- ・デイケア 利用料の80% (1日利用料上限8千円)
- ・母乳・育児相談事業利用助成券交付 1,000円×3枚

⑦福祉医療費給付金事業

【R4年度から対象者拡大】

子どもの健康保持と福祉の増進を図るため、福祉医療費給付金（医療機関に支払った自己負担額から受給者負担金（500円）を除いた額を給付）の**対象を15歳から18歳までに拡大するもの**

- ・拡充後対象者 出生の日から満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者

⑧安心子育て応援事業

【拡充を検討中】

0歳から3歳という子育ての負担が大きい世帯の経済的、精神的負担を軽減するため、ファミリー・サポート・センター事業と子育てサポーター訪問事業の利用者に、利用無料券を配付等を行うことで、子育て支援の充実を図るもの

⑨学校教育情報化推進事業

【拡充を検討中】

ICTの活用による教育環境の向上のため、特別支援教室等への電子黒板配備や専任教員への情報端末の配備、校内及び中間教室へのwifi整備を行うもの。

教育現場でのICTの有効活用のため、ICT支援員等による教職員支援を実施

社会増

⑩まつもと暮らし定住化促進事業

【拡充を検討中】

○まつもと働く・暮らす応援フェア（オンライン合同就職説明会）

移住希望者（新卒学生を含む）と地元企業とのマッチングを目的とした、合同企業説明会をオンラインで開催するもの

○UIJ ターン就業・創業移住支援事業補助金

20代～50代の現役世代の社会増に繋げることで、人口減少社会においても、稼ぐ力や活力の底上げを図るもの。県外在住者が、長野県が運営する求人情報サイトに掲載された県内 中小企業に就職・移住した場合等に、移住支援金を交付するもの

	国	県※独自に制度を創設
支援対象者	東京圏在住者のうち23区に通勤又は居住していた移住者	左記以外の東京圏、愛知県 又は大阪府からの移住者
支援金額	2人以上世帯：100万円 単身世帯：60万円 (国1/2、県1/4、市1/4)	2人以上世帯：100万円 単身世帯：60万円 (県1/2、市1/2)

⑪空き家利活用推進事業

【拡充を検討中】

民間と連携し、空き家バンクの運用と登録物件の改修費補助などを通じて、積極的な活用を促すもの

【補助メニュー】

- ・ 県外から移住者 改修費補助 対象工事費用の50%以内 上限50万円
- ・ 空き家家財処分費補助 対象処分費用の50%以内 上限10万円

⑫新規開業家賃補助事業

【支援制度拡充中】

新規開業者の固定費負担を軽減するとともに、新規開業者を支援するため、市独自制度である新規開業家賃補助制度を拡充するもの

※新型コロナウイルス感染症感染拡大により営業支援のため、補助率かさ上げ中

- ・ 新規開業家賃補助事業の1年目補助率引上げ
令和4年度開業者…**4/10（上限12万円/月）**
令和5年度以降 …3/10（上限 8万円/月）

⑬新規就農者支援事業（就農者育成対策事業）

【制度充実を検討】

農村の維持及び主要農作物の生産振興を図るため、JA・県との協働で、移住就農希望者を含む新規就農候補者を対象に実践的な農業研修を実施するもの